

専門学校東北動物看護学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、動物分野に関する専門的な知識及び技術を習得させ、一般教養の向上を図り、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、地域社会の形成に役立つ社会人を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校東北動物看護学院という。

(位置)

第3条 本校は、宮城県仙台市泉区高玉町8番地12に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日等

(課程及び学科、修業年限、定員等)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員等は、次のとおりとする

課程名	学科名	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	備考
文化・教養 専門課程	愛玩動物 看護学科	昼間	3年	120人	360名	

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認めたときは、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 開校記念日 11月22日
- (5) 夏季休業 7月下旬から8月下旬まで
- (6) 秋期休業 前期授業終了日から9月30日まで
- (7) 冬季休業 12月下旬から1月中旬まで
- (8) 春季休業 3月中旬から4月中旬まで
- (9) 前各号のほか校長が定める日

2 前項の規定に関わらず、校長が教育に必要であると認めた場合は、休業日であっても授業を行うことが出来る。

第3章 教育課程、授業時数及び成績評価等

(教育課程)

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に定める授業時数の1単位時間は45分とし、卒業までに履修させる授業時数も別表1のとおりとする。

(成績評価)

第9条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修態度、課題の評価等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

- 2 学科試験は、定期試験及び随時試験とする。
- 3 進級及び卒業には、全ての教科の履修を条件とする。履修不足は再追試験、補講、課題提出にてこれを補う。
- 4 学業成績の判定は、担当教師による次の5段階に区分する。
A...秀 B...優 C...良 D...可 E...不可
秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

(始業時間及び終業時間)

第10条 本校の始業及び終業の時刻は、9時から16時20分までとおりとする。

第4章 教職員組織

(教職員)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長1人
 - (2) 教員4人以上
 - (3) 講師3人以上
 - (4) 事務職員4人以上
 - (5) 学校医1人以上
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第12条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1 専門課程

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者
(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。に合格した者を含む。))
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 本校において、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学手続等)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入学を希望する者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、入学検定料金 20,000 円を添えて指定期日までに願出しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類審査及び面接による選考を行い、校長が入学を許可する。特待生入学については筆記試験を行い、推薦入学については面接試験を免除とし、校長が入学を許可する。
- (3) 入学金を納め、本校に入学を許可された者は、指定期日内に所定の納付金を添えて手続きをとらなければならない。

(保証人)

第14条 保証人は、入学者の在学中における一切の事項について、その責任を負うものとする。

- 2 入学時に記載した保証人について内容変更の必要が生じた場合は、直ちに所定の変更届を校長に届けなければならない。

(転入学)

第15条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、選考の上許可することがある。

(休学、復学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由によって、1月以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、保証人連署の上、病気等の場合は医師の診断書等を添えて願出、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその理由を明記し、病気等の場合は医師の診断書等を添え願出、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第17条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、校長は当該生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、所定の書類にその理由を明記し、願出、校長の許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第19条 第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第20条 前条により専門課程を修了した者には、専門士の称号を授与する。

第6章 科目等履修生

(科目等履修生)

第21条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第7章 賞罰

(褒賞)

第22条 成績優秀にして、他の模範となる生徒は、褒賞することがある。

- 2 学外において、ボランティア活動などで特に校長が認めた者は褒賞する。

(懲戒)

第23条 生徒が、本校の規則に反し、又は本校の生徒の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、これを懲戒する。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行うものとする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者にこれを行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者
 - (5) 授業料その他の納付金を指定期日までに未納の者

第8章 入学金及び授業料等

(納付金)

第24条 本校の入学金及び授業料は別表第2のとおりとする。

- 2 生徒は、在籍中、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより授業料を免除することがある。

(除籍)

第25条 授業料その他の納付金を3か月以上滞納した者は、除籍させることができる。

第9章 寄宿舎等

(寄宿舎、健康診断)

第26条 本校に寄宿舎を置く。

- 2 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。
- 3 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 雑則

(施行細則)

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。